

マイナンバー制度

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

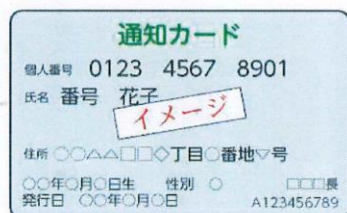
国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



イメージ

個人番号カード

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、地方公共団体システム機構(通称:ジェイリス)に申請すると、町役場で交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更